

消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等について

消防庁予防課

1. 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号。以下「第13次地方分権一括法」という。）による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正や、これを踏まえた消防法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第7号。以下「改正政令」という。）の施行に伴って、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）等について、所要の規定の整備等を行う必要がある。

2. 改正内容**第一 消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令****(1) 消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充に関する改正****① 防火上有効な措置として総務省令で定める措置等【規則第5条の2等関係】**

改正政令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「新令」という。）第8条第1号の開口部のない耐火構造の床又は壁の要件について、従来通知で定めていた要件を基に新たに規定するとともに、所要の経過措置を設ける。

また、新令第8条第2号の総務省令で定める防火設備及び防火上有効な措置として総務省令で定める措置を規定する。

② 防火対象物点検の点検基準に係る規定の整備【規則第4条の2の6等関係】

防火対象物点検の点検基準の一部規定を免除する防火対象物として、新令第8条第2号に掲げる部分で区画されている一定の防火対象物を追加する。

(2) 建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備【規則第6条等関係】

規則では、消防用設備等の設置義務の対象となる防火対象物について、その主要構造部が耐火構造等である場合には、消防用設備等の技術基準の一部を緩和する規定を設けている。建築基準法の一部改正により、特定主要構造部のみを耐火構造等とする建築物の建築が可能となるが、主要構造部全てを耐火構造等とする建築物と同様に、消防用設備等の技術基準の一部が緩和されるよう規定の整備を行う。

また、排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成21年総務省令第88号）についても、同様の規

定の整備を行う。

(3) 建築基準適合判定資格者検定制度の見直しに伴う規定の整備【規則第2条等関係】

第13次地方分権一括法第7条の規定による建築基準法の改正により、建築基準適合判定資格者検定制度の見直しが行われ、建築副主事及び二級建築基準適合判定資格者検定制度が新設された。

規則では、防火管理者及び防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者として、「建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの」を規定しているが、今般の改正を踏まえ、建築副主事（一級建築士試験に合格した者に限る。）を追加する等の規定の整備を行う。

第二 平成元年消防庁告示第四号等の一部を改正する件

- 第一（2）と同趣旨で、
 - ・ 消防用設備等試験結果報告書の様式（平成元年消防庁告示第4号）
 - ・ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第一号の規定に基づく特定共同住宅等の位置、構造及び設備（平成17年消防庁告示第2号）について、所要の規定の整備を行う。
- 第一の規則の改正等に伴い、
 - ・ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成14年消防庁告示第8号）
 - ・ 加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成21年消防庁告示第16号）
 - ・ 畜舎等に係る基準の特例の細目（令和4年消防庁告示第2号）について、所要の規定の整理を行う。

第三 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準

- 消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充に併せて、これまで「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付け消防安第26号）で示してきた渡り廊下、地下連絡路又は洞道で接続されている防火対象物の取扱いについて、新たに消防庁告示で規定する。

3. 施行期日

令和6年4月1日